

令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨
業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

羽島市

実施要領目次

1 業務の趣旨	1 ページ
2 業務概要	1 ページ
3 参加条件	1 ページ
4 事業者選定の流れ	3 ページ
5 実施スケジュール	3 ページ
6 募集及び参加表明書について	4 ページ
7 事業提案書の提出及び作成要領	6 ページ
8 審査及び審査結果の通知と公表	7 ページ
9 契約	8 ページ
10 事業の実施に関する事項	8 ページ
11 担当窓口	9 ページ

令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

羽島市では、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条に基づく特定健康診査を行っている。

本業務は、その受診率を向上させるため受診勧奨業務を実施するに当たり、業務を予算の範囲内で効果的かつ効率的に実施することができる者へ委託することとし、委託先の選定に当たって公募型プロポーザル方式により企画提案の募集を行う。

この受診勧奨業務を実施することで、令和4年度の特定健康診査受診率を羽島市特定健康診査等実施計画（第3期）における目標値48.8%を目指すものとする。特に40歳代と50歳代の受診率の向上を重点に置く。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和5年3月16日（木）まで
- (4) 提案限度額 6,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、羽島市がこの金額で契約することを約束するものではない。
- (5) 選定方式
公募型プロポーザル

3. 参加条件

- (1) 参加資格の制限
次に掲げる要件のすべてを満たすものが参加者として応募できるものとする。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、「羽島市競争入札参加資格停止の措置要領」（平成19年9月25日決裁）に基づく資格停止、又は「羽島市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱」（平成22年8月12日決裁）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和28年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをしていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをした者とみなす。

カ 法人税、法人事業税及び地方税を滞納していないこと。

キ JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を令和3年度までに受けていること。

ク 同種業務又は類似業務の実績を有していること。

(2) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、参加者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で羽島市に帰属するものとする。なお、羽島市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、公正性、透明性を期すために、関連規定に基づき公開することがある。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

エ 羽島市からの提出資料の取扱い

羽島市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 1 参加者の複数提案の禁止

1 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 複数の参加者の構成員となることの禁止

1 参加者の構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、羽島市と協議を行い、羽島市がこれを認めたときはこの限りではない。

ク 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

4. 事業者選定の流れ

(1) 参加者

本提案募集への参加者は、3. 参加条件で定める参加資格の制限に該当する者とする。

(2) 参加資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の参加資格要件を確認し、条件を満たした参加者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀者の選定

「令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル審査委員会」により提案内容を審査し、最優秀者1者及び次順位1者を特定する。

(4) 詳細協議

最優秀者は、事業の詳細提案書を作成する。契約書の諸条件について詳細協議を進めるものとする。

5. 実施スケジュール(下記期間については、事務の都合等より変更の可能性あり)

No.	項目	期間等	備考
1	ホームページに公開	令和4年5月16日(月)	
2	実施要領配布及び実施要領に関する質問受付	令和4年5月16日(月)午前8時30分から 令和4年5月23日(月)午後5時まで	
3	質問回答	令和4年5月27日(金)	
4	参加表明書及び資格確認書類の受付期間	令和4年5月30日(月)午前8時30分から 令和4年6月3日(金)午後5時まで	
5	参加資格確認結果及び提案提出要請書の通知	令和4年6月10日(金)	

6	提案書の提出期限	令和4年6月17日（金）午後5時まで	
7	審査委員会	令和4年7月1日（金）	
8	審査結果の公表	令和4年7月8日（金）	
9	契約の締結	令和4年7月下旬	

6. 募集及び参加表明書について

(1) 実施要領配布

実施要領は、羽島市ホームページに掲載する他、以下の場所において配布する。

ア 日時

令和4年5月16日（月）午前8時30分から令和4年5月23日（月）午後5時まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 配布場所

羽島市役所本庁舎1階 市民部保険年金課

郵便番号：501-6292

住所：岐阜県羽島市竹鼻町55番地

電話：058-392-1111（内線2262）

※実施要領、提出書類等の関係書類は、羽島市ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 実施要領に関する質問受付及び回答

ア 質問の方法

本実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を使用し、電子メールのみの受付とする。電話、ファクシミリ及び口頭並びに持参等は不可とする。件名を「令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託に係る質問」とし、下記へ送信するものとする。なお、電子メール本文には必ず参加者の担当部署名及び担当者名を記載すること。

イ 送信先

E-mail：hoken@city.hashima.lg.jp

※送信後、必ず電話により着信確認をすること。

ウ 質問受付期間

令和4年5月16日（月）午前8時30分から令和4年5月23日（月）午後5時まで

エ 回答

令和4年5月27日（金）までに羽島市ホームページで回答

なお、質問の回答内容については、回答を羽島市ホームページに掲載したときから本募集要領の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

参加者は、以下の書類に書類番号（ア）～（キ）を記したインデックスを付け、1部提出すること。

（ア） 参加表明書（様式第2号）

（イ） 企業概要（様式第3号-1）

資本金、従業員数、事業概要、会社の特徴などを記載すること（各会社の定款又は寄付行為に関することも含む。）

※上記の内容をすべて含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

（ウ） 企業状況確認表（様式第3号-2）

（エ） 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、市税等の国税及び地方税に関する納税証明書を各一通ずつ綴じたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

（オ） 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。また、参加者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出する。その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表を添付すること。

（カ） 業務実績書（様式第3号-3）

特定健康診査受診勧奨業務委託の実績を記載すること。

（キ） グループ構成表（様式第4号）

グループで参加する場合は参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割）を明確にする。

構成員の間で交わされた合意書等の写しを添付すること。

イ 受付期間

令和4年5月30日（月）午前8時30分から令和4年6月3日（金）午後5時まで

※郵送の場合は、期日までに確実に到着するよう留意すること。

ウ 提出方法及び提出先

提出方法は持参又は郵送による。提出先は、6(1)イに同じ。

(4) 参加資格確認結果及び提案提出要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールにて羽島市から参加者(代表者)に通知する。
通知日 令和4年6月10日(金)

(5)参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加者が参加を辞退する場合は、参加・提案辞退届(様式第5号)を令和4年6月9日(木)午後5時までに提出すること。

7. 事業提案書の提出及び作成要領

(1)提案書の提出

当該提案書は、羽島市役所市民部保険年金課へ持参又は郵送にて提出すること。

- ア 提出書類 提案書13部(様式はA4サイズ)
- イ 提出期限 令和4年6月17日(金)午後5時まで
- ウ 提出場所 6(1)イに同じ

※郵送の場合は、期日までに確実に到着するよう留意すること。

(2)提出書類

次の提出書類に書類番号(ア～カ)を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを13部提出すること。

- ア 提案書提出届(様式第6号)
- イ 提出書類表紙(様式第7号)
- ウ 令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託提案書(様式第8号)
別表1に沿った内容を合計10枚以内(両面の場合は5枚以内)にまとめること。その他の図面等については任意の様式も可とする。
- エ 委託業務の実施体制(様式第9号)
- オ 再委託調書(様式第10号)
再委託を行う場合のみ提出すること。
- カ 業務実績書(様式第3号-3)
- キ 見積書及び内訳(任意様式)

数量が未確定のものは見積単価に予定数量を乗じて算定すること。

(3)作成要領

- (ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体12ポイントで統一すること。
- (イ) 各提案書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号をふること。
- (ウ) 各提案書類(提案書提出届を除く。)には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、各提案参加者を特定できる表示は一切付してはならない。

(エ) 提案書提出届(様式第6号)により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に提案書類表紙(様式第7号)をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

(オ) その他、この要領に定めることその他、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

(4) 提案を辞退する場合

提案書の提出を辞退する場合は、参加・提案辞退届(様式第5号)を令和4年6月17日(金)午後5時までに提出すること。

8. 審査及び審査結果の通知と公表

(1) 審査委員会

事業者の選定は、令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(2) 審査の方法

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し審査委員会の結果により、最優秀提案者1者及び次順位1者を特定する。

ア 提出された提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査する。

イ 審査の基準とする項目及び配点は別表1のとおりとする。

ウ プレゼンテーションの実施

(ア) 日時 令和4年7月1日(金) 13時30分から(予定)

(イ) 会場 羽島市役所本庁舎4階 第1委員会室

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリングの時間

1者 30分程度

プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング 10分程度

(エ) その他

① プレゼンテーションは非公開とする。

② 参加人数は、機器操作者を含め5人以内とする。

③ 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととする。開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

④ 事務局が準備する物品は、プロジェクター、スクリーン及び延長コードのみとしパソコン等は準備しない。なお、参加者がプロジェクター等の物品を用意の上、持ち込むことも認める。

⑤ 時間は別途通知する。

⑥ プレゼンテーションの実施時期の社会情勢を鑑み実施の可否や実施方法

について検討することもある。

(3) 選定

それぞれの審査員の審査による得点の最も高い者をその審査員の支持する事業者とし、支持数の最も多い事業者を最優秀提案事業者とし、優先交渉権者とする。なお、支持数が同じ場合は、審査員全員の審査による得点の総得点が高い者を優先交渉権者とする。合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な参加者を優先交渉権者とする。事業費も同額であった場合は、くじ引きで決定する。参加者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査委員会において審査された場合は、その参加者を最優秀提案者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、提案者に電子メールにて通知する。電話、口頭、FAX及び電子メール等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申立てることはできない。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする

ア 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

オ 参加者の資格を満たさなくなった場合

9. 契約

(1) 契約の方法

契約手続きは、羽島市契約規則（昭和39年羽島市規則第6号）及び羽島市プロポーザル方式による契約手続に関する実施要領（平成17年4月26日決裁）の定めるところによる。プロポーザルにおいて、最優秀者として選定された者から見積を徴取し、随意契約を行うものとする。

(2) 契約金額

選定された事業者と交渉に基づき再度見積書の提出を求め、提案時に提出した見積書の金額を上限として決定する。

(3) 委託料の支払

羽島市会計規則（昭和41年羽島市規則第16号）に基づくものとする。

10. 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 契約相手方となった事業者（以下「事業者」という。）は、実施要領、配布

資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務施行に当たって疑義が生じた場合には、羽島市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 契約期間中の事業者と羽島市の関わり

事業者は、事業者の責任により事業を遂行する。羽島市は契約書に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 羽島市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え方

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は双方で別途協議を行うものとする。

イ 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者と契約が締結されない場合、以下の処置を講ずるものとする。

(ア) 優先交渉権者の責により契約できない場合は、羽島市は事業者に対してそれまでに要した費用を請求できるものとする。

(イ) 羽島市の指示により事業が中止された場合、事業者は契約締結前の場合には提案時に提出した見積書の金額を上限に、契約締結後の場合は契約金額を上限に、羽島市と事業者の協議の上、羽島市に対してその費用を請求できるものとする。

11. 担当窓口

所在地 : 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
羽島市役所本庁舎1階 市民部保険年金課
(担当：医療保険係)

電話番号 : 058-392-1111 (内線：2262)

ファクス : 058-392-2863

電子メール : hoken@city.hashima.lg.jp

件名には「令和4年度羽島市特定健康診査受診勧奨業務委託」を入れること。

【プレゼンテーション審査 評価基準】

No	評価項目	評価視点	配点
1	基本方針	事業を実施する上での基本方針及び重視している点があるか。	/10
2	実施体制	業務を遂行するための職員の配置・教育の体制は整っているか 情報の管理体制や従業者の教育等情報漏洩の防止対策は適切か	/10
3	提案内容、実施方法	事業目的達成に向けて効率的・効果的な提案内容となっているか ① 属性（特に 40 歳代と 50 歳代の未受診者）に応じた通知の内容となるなど、受診行動を促す工夫がなされているか。 ② 勧奨による結果の効果検証方法・内容は適切か。 ③ 特定健康診査等実施計画（第 3 期）の課題への対策等をできるだけ具体的に記載されているか。	/30
4	業務実績	類似の受診勧奨業務実績があるか。	/10
5	提案書	提案書の内容が分かりやすくまとめられているか。	/15
6	プレゼンテーション	プレゼンテーションにおける内容説明と質疑に対する回答は適切か。	/15
7	事業費	費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適切であるか。	/10
合計（100点）			/100